

徳島県建築士審査会運営規定

(昭和43年制定)

(規定の適用)

第1条 徳島県建築士審査会(以下「審査会」という。)の運営に関しては、建築士法(昭和25年法律第202号)又は建築士法施行令(昭和25年政令第201号)に定めるものを除くほか、この規定の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会長は次の各号の1に該当する場合は、すみやかに審査会を招集しなければならない。

(1) 知事から建築士法第10条第4項の規定に基づいて同意を求められた場合

(2) 委員の半数以上から審査会に付議する事案を示して招集の請求があった場合

2 会長は、必要があると認める場合は審査会を招集することができる。

3 会長は、審査会を招集する場合は、やむを得ない場合のほか、会議の3日前までに、議案を添えて会議の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(欠席)

第3条 委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(議長)

第4条 会長は、会議の議長のとなり、議事を整理する。

(委員の附斥)

第5条 委員は、次の各号の1に該当するときは、審査会の議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(1) 自己、配偶者又は3親等内の親族が審議事項に利害関係を有する場合。

(2) 委員が審議事項の当事者の代理人又は保証人である場合。

(書面による議事)

第6条 会長は緊急の必要があり審査会を招集する余裕のない場合、その他やむを得ない事由のある場合においては、次案の概要を記載した書面を委員に回付して、その賛否を問い、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を出席させて、意見を述べさせ又は説明させることができる。

(議事公開の原則、秘密会)

第8条 審査会の会議は公開する。この場合において会長は、傍聴者数を制限することができる。

2 必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、議決をもって、秘密会とすることができる。

(会議録)

第9条 会長は、会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、会長及び出席委員2名以上が署名しなければならない。

(小委員会)

第10条 審査会の議事を分担して調査審議するために、小委員会を設けることができる。

(会長の任期)

第11条 会長の任期は、その者が委員として有する任期と同一とする。

(運営の細則)

第12条 この規定に定めるもののほか、小委員会その他議事運営に関して必要なことは、会長の決するところによる。

附則

この規定は、昭和43年1月24日から施行する。